

南那須地区広域行事務組合 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

○行政職給料表

等級	基準となる職務及び職員数						職制上の段階		
	一般行政職			消防職			人	%	段階
	職名	人	%	職名	人	%			
1級	主事又は技師	4	10.5	消防士	21	21.6	25	18.5	主事級
2級	主任主事又は主任技師	5	13.2	消防副士長	16	16.5	21	15.6	主任級
3級	主査	16	42.1	消防士長	25	25.8	41	30.4	主査級
4級	係長	7	18.4	消防司令補	18	18.6	25	18.5	係長級
5級	(1)主幹	2	5.3	(1)副署長	12	12.4	14	10.4	課長補佐級
	(2)課長補佐又は所長補佐			(2)消防司令					
6級	(1)会計管理者	4	10.5	(1)消防本部次長	4	4.1	8	5.9	次・課長級
	(2)事務局次長			(2)課長					
	(3)課長、所長、室長			(3)署長					
7級	事務局次長又は事務長、(市派遣職員)	0	0.0	消防長	1	1.0	1	0.7	事務局次長級
合計		38	100.0		97	100.0	135	100.0	

※再任用職員は除く

○医療職給料表(一)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	医師	6	42.9	医師級
2級	科長又は医長	2	14.3	医長級
3級	(1)副病院長又は診療部長	3	21.4	副病院長級
	(2)相当の経験を有する科長又は医長			
4級	(1)病院長	2	14.3	病院長級
	(2)相当の経験を有し、困難な業務を分掌する副病院長又は診療部長			
5級	相当の経験を有し、困難な業務を分掌する病院長	1	7.1	病院長級
合計		14	100.0	

※指定職は除く

○医療職給料表(二)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は栄養士(以下「技師等」という。)	1	2.9	技師級
2級	(1)薬剤師	16	45.7	技師級
	(2)困難な業務を行う技師等			
3級	主任である薬剤師、技師等	12	34.2	主任級
4級	(1)副薬局長、副技師長	4	11.4	副技師長級
	(2)困難な業務を行う主任等			
5級	(1)薬局長、技師長	1	2.9	技師長級
	(2)困難な業務を行う副薬局長、副技師長			
6級	(1)科長の職務	1	2.9	科長級
	(2)困難な業務を行う薬局長、技師長			
合計		35	100.0	

○医療職給料表(三)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	准看護師	5	6.0	看護師級
2級	(1)看護師	38	45.2	看護師級
	(2)困難な業務を行う准看護師			
3級	(1)主任看護師	32	38.0	主任級
	(2)困難な業務を行う看護師			
	(3)特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師			
4級	(1)看護師長	5	6.0	看護師長級
	(2)困難な業務を行う主任看護師			
5級	(1)副看護部長	3	3.6	副看護部長級
	(2)困難な業務を行う看護師長			
6級	看護部長	1	1.2	看護部長級
合計		84	100	

※再任用職員は除く

○技能労務職員給料表

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	技能職員又は労務職員	0	0.0	技師級
2級	相当の技能又は経験を有する技能職員又は労務職員	0	0.0	技師級
3級	高度の技能又は相当の経験を有する技能職員	13	100.0	主任級
4級	高度の技能又は相当の経験を有し、重要な業務を分掌する技能職員	0	0.0	係長級
合計		13	100.0	

※再任用職員は除く